資料 5 導入訓練を伴う普通課程の普通職業訓練について

職業訓練に関係する法律である、職業能力開発促進法の職業能力開発促進法施行規則別表2 (以下「施行規則別表2」という。)に規定されている普通課程の普通職業訓練の範囲では、精神障害者等新たに取り組んでいる障害者の特性に応じた柔軟な対応をしていくには困難な面があった。

そのため、障害者職業能力開発校において柔軟な職業訓練を実施する方策として、導入訓練を伴う普通課程の普通職業訓練についての通達が(労働省職業訓練局長通達 昭和58年2月16日付け訓発第35号)示されている。

この通達を根拠として、職リハセンターにおいては、知的障害者や精神障害者等に対する導入 訓練を実施してきた。

この導入訓練(3ヶ月以内)を通じて、適正な訓練科の設定を図るために、障害者の作業能力や障害特性の把握、訓練適応能力の向上を図り、精神障害者の新しい環境に対する適応の困難さやその障害特性を短期間では把握しにくいということを考慮し、過渡的な訓練の場としての導入訓練を実施している。

導入訓練後、引き続き本訓練として、訓練科又は訓練分野で職業訓練を実施する。ここでいう 訓練分野とは、施行規則別表2の訓練科に代わるもので、その名称は、訓練の対象となる技能を 示す包括的な表現である。

職リハセンターの職業訓練における職域開発科の各訓練コースがこの訓練分野に相当する。 精神障害者の訓練生については入所後には訓練科・訓練コースを決めずに、概ね1ヶ月の導入 訓練を経て本訓練コースを決定する。

その間、障害特性等を踏まえた個別指導を基本とした個別訓練カリキュラムを策定したうえで、 本訓練へ移行していく。

技能訓練の面では、障害特性等を踏まえた個別指導を基本とした個別の訓練カリキュラムを立てる。

また、訓練生の体調、受講状況等に応じて訓練内容・時間の変更を行うほか、必要に応じて実施場所、訓練日数や訓練時間等も変更できるよう柔軟な対応が必要となる。例えば、疲労が蓄積しやすい訓練生等には短時間就労を意識して1日及び1週間の訓練時間の短縮等を検討する。

本訓練に移行するに当たっては、導入訓練の結果を踏まえ、引き続き適応訓練の必要度の高い場合は職域開発科で、あるいは適応面の支援がある程度習得できた場合には一般訓練科に移行して訓練を行う。

本訓練では、職業に必要な知識・技能習得のための「技能訓練」を主に実施するが、精神障害者については、導入訓練に引き続き職業準備性の向上や就職活動等に係る支援である「適応支援」をカリキュラムに組み入れて、それぞれの障害状況に応じた個別の訓練を実施している。

特に他の障害者との混合形式で実施する一般訓練科では、職種に応じた既存の技能訓練(メカトロ系、デザイン系、ビジネス情報系)に併せて、導入訓練中に把握した適応支援面での配慮点や課題について担当職員間での引き継ぎを行なったうえで実施していく。このように一般訓練科、職域開発科ともに、社会生活支援等による障害の理解や自己管理、社会生活上必要となる知識・技術の習得については全訓練科共通して実施している。また個別相談や支援についても、一人一人の状況に応じて実施している。